

火災警報器設置して 10年以上たってませんか？



市原市では 平成20年6月から住宅用火災警報器の設置が義務づけられています

設置から **10年** 電池の消耗・危機の劣化で**交換が必要**です

住宅用火災警報器の点検・交換

●点検は定期的に

本体のボタンを押すか、付属の紐を引きます。
正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。
少なくとも年に2回は点検しましょう。
(春・秋火災予防運動の時期に実施することを推奨)

反応しない場合は、すぐに**交換**しましょう！

●交換の目安は10年

設置から10年以上の場合も**交換**しましょう！

設置年数は、設置の時に記入した設置年月や交換期限で確認できます。
記載がない場合は、製造年でおおよその時期がわかります。



新しく交換する際は、生活に適した機器を！

火災などの危険に対して、より安心できるさまざまな機能を兼ね備えた機器の設置を検討しましょう。